

フルカラー印刷機の団体使用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、東広島市内において地域福祉を推進する福祉団体やグループ等(以下「団体」という。)が、東広島市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が総合福祉センター内に設置するフルカラー印刷機(以下「印刷機」という。)を使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(使用団体の要件)

第2条 印刷機を使用できるのは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 協議会に登録されている地区社会福祉協議会
 - (2) 協議会に登録されているボランティア団体
 - (3) 高齢者及び障がい者(児)等が組織する福祉分野の当事者団体
 - (4) その他、協議会事務局長が特に適当と認めた団体
- 2 印刷機を使用する当該年度において、協議会の団体会員(1口/年間3,000円)に加入している団体であること。

(使用の範囲)

第3条 印刷機は、前条に掲げる団体が次の各号いずれかの目的のために使用する場合に利用できるものとする。

- (1) 会議、研修等の資料作成
- (2) 広報紙の発行
- (3) 上記のほか、団体の事業計画の実施に必要な事項
- (4) その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項

(使用申込)

第4条 印刷機を使用しようとする団体は、フルカラー印刷機使用申込書(別記様式第1号)を協議会事務局長に提出しなければならない。

- 2 使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの年度単位とし、毎年度更新を行うものとする。
- 3 新たに使用を申込む団体は、団体の目的、組織構成及び事業内容等が把握できる書類(会則、規約及び事業計画等)を協議会に提出しなければならない。

(使用決定等)

第5条 協議会は、前条の申込があったときは、使用の可否を決定し、その結果をフルカラー印刷機使用承認・不承認通知書(別記様式第2号)により、申込団体に通知するものとする。

- 2 使用を承認するときは、協議会が当該団体専用のICカードを1団体につき、原則1枚を発行するものとする。
- 3 協議会は、2枚以上のICカードを必要とする団体に対し、当該団体がICカードの発行経費を負担することにより、必要枚数を発行する。

(使用の時間)

第6条 印刷機の使用は、東広島市総合福祉センターの開館時間内とする。ただし、事務局長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(ICカードの取り扱い)

第7条 印刷機の使用に際するICカードの受け渡しは、原則、協議会の業務時間内に協議会事務所において行うものとする。

- 2 やむを得ず、前項以外の時間にICカードの受け渡しをするときは、事前に協議のうえ定めた日時に行うものとする。
- 3 団体がICカードを紛失又は破損したときは、再発行の経費を当該団体が負担することにより、協議会から再発行を受けることができるものとする。

(印刷料金)

第8条 協議会は、使用団体に対し、次の各項に基づき印刷料金を徴収する。

- 2 用紙1枚の印刷料金は、次のとおりとする。ただし、両面印刷については、印刷枚数を2枚とみなす。
 - (1)モノクロ(白黒) 1枚につき2円
 - (2)フルカラー 1枚につき10円
- 3 各団体に請求する印刷料金は、前項の印刷料金に各団体が当該使用月に使用した枚数を乗じた金額とする。
- 4 印刷料金の請求及び徴収方法は、各団体と事前協議のうえ決定する。
- 5 印刷料金は、コピー用紙等の消耗品の価格変動等により、年度単位で変更することがある。

(印刷機の破損等)

第9条 使用団体の不注意又は明らかな過失により印刷機を破損させた場合は、印刷機に付帯する動産総合保険等に対応できるものを除き、使用団体に賠償を求めることがある。

(その他)

第10条 この規約に定めがなく、疑義が生じた場合、協議会と団体で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。